

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条5項の規定に基づく保護停止決定処分及び法26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年5月11日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件停止決定処分」という。）及び同月31日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定処分」といい、本件停止決定処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 本件停止決定処分について

本件検診命令は、検診する医師については請求人自身が選んだ長年診察を受けている医師・病院にしてほしいとの要求を否定し、処分庁が医師を強制指定したものである。処分庁が指定したメンタルクリニックは、請求人にとっては全く不必要で、病気が悪化するだけである。処分庁が指定した病院に行かなかったから保護停止にするというのは、憲法の個人の自由や尊重どころか、まる

で殺人的な悪意である。

## 2 本件廃止決定処分について

処分庁は、請求人が話合いのため〇〇区福祉事務所を訪問した際、事前に約束した係長が欠席し、初対面の担当外の係長が出席した。請求人にとって侮辱行為であり、提出するはずであった宿泊先の領収書も要求されず、その結果、一方的に電話で保護を廃止することを伝えられた。この一連の行為は、処分庁側の職権濫用と恣意的悪意であることは明白である。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年9月26日	諮問
平成28年11月29日	審議（第3回第4部会）
平成28年12月20日	審議（第4回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 判断の前提

#### (1) 本件各審査請求の適法性

法26条によれば、保護の停止又は廃止の決定は、書面をもって被保護者に通知しなければならないものとされている。

これを本件についてみると、担当職員は、本件各処分について、請求人の居所が定まらず通知書を郵送することができないことから、いずれもやむを得ずその内容を請求人に対し電話により口頭で通知しているものの、本件各審査請求の提起時点において、請求人は本件各処分通知書を受領していなかったことが認められる。

しかし、請求人は、本件各審査請求書において、いずれも担当職員からの電話により処分の内容を聞き、処分があったことを知った旨記載し、その上で本件各処分を不服としてそれぞれの取消しを求めているのであるから、国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的（行政不服審査法1条）に鑑みて、本件各処分は、決定後、担当職員により口頭で請求人に通知されたことにより、既に効力を発生したものとみなし、本件各審査請求は有効な処分に対して提起された適法なものであると解する。

## (2) 請求人に対する弁明書の送付及び反論機会の付与

行政不服審査法29条5項によれば、審理員は、処分庁から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人に送付しなければならないが、同法30条1項によれば、審査請求人は、これに対する反論書を提出することができるものとされている。

本件審査請求に係る審理員は、請求人の居所が定まらず弁明書を郵送することができないことから、審査庁の担当職員（東京都総務局総務部法務課職員。以下「法務課職員」という。）を介して、処分庁から本件各審査請求に係る各弁明書が提出された旨を電話により伝える（平成28年6月28日及び同年7月15日）とともに、これらを送付する方法について約2か月間にわたり請求人と調整を重ねてきたが、請求人は郵送先となる居所を明らかにせず、手交により受領する意思もない旨を法務課職員に伝えた。

そこで、平成28年9月8日、法務課職員は、請求人に架電し、

請求人の意思が下記のとおりであることを確認し、本件各審査請求の進めることについて了解を得た。

ア 本件各審査請求に係る各弁明書を請求人に送付する必要はないこと。

イ したがって、請求人は、上記の各弁明書に対する反論書を提出する意思もないこと。

以上の経緯から、本件審査請求に係る審理員は、各弁明書を請求人に送付することなく、本件各審査請求に係る必要な審理を終えたものと認め、審理手続を終結させた。

## 2 法令等の定め

### (1) 検診命令への違反による保護の停止、廃止等

法28条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができ、同条5項によれば、要保護者がこの命令に従わないときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。以下「局長通知」という。）第11・4・(1)によれば、「次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。」とされ、検診命令をすべき場合として「ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。」、「ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。」、「キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。」等を挙げている。また、局長通知第11・4・(2)によれば、「検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、

正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。」とされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。以下「課長通知」という。）第11・問2・答には、要保護者が法28条による検診命令に従わない場合の取扱いの基準が示されており、要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこととし、これにより難い場合は保護を停止することとしつつ、最近1年以内において当該検診命令違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき等には、上記基準にかかわらず保護を廃止することとされている。

## (2) 居住地がない場合の保護の廃止

法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（平成16年3月18日大阪地方裁判所判決（判例地方自治264号91頁）参照）。

ここにいう「現在地」とは、保護を必要とする状態の現に発生

して所在している場所であって、一時的なると否と、又現在する理由が強制なると否と、自然的障害によると否とを問わない（厚生省社会局保護課長小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」308頁参照）。

また、法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

### 3 以上のことから、本件各処分について判断する。

#### (1) 本件停止決定処分について

平成28年4月28日、処分庁は、請求人に対し、処分庁が指定する精神科の医療機関において検診を受けるよう本件検診命令を行ったが、請求人はこれに従わない旨を述べ、本件検診命令書の受領を拒否し、さらに、同年5月10日、請求人は、本件検診命令により指定した時間に、指定した医療機関において検診を受けなかったことが認められる。

そして、請求人が、本件検診命令に先立つ平成28年3月14日から同年4月28日までの間に、5回にわたり、法27条1項の規定による処分庁の文書（本件指示書1、同2、同3、同4及び同5）による指示のいずれにも従わなかったことも踏まえれば、法28条5項及び課長通知第11・問2・答（2・(1)）に照らし、処分庁が、本件検診命令に従わなかったことを理由として請求人に対する保護を停止したことは、不合理とは認められず、本件停止決定処分を違法又は不当なものとするのはできないものである。

#### (2) 本件廃止決定処分について

処分庁は、請求人が〇〇区福祉事務所の所管区域内に現在地を

有していることを確認するため、担当職員が平成28年4月28日に同月23日に係るカラオケ店の領収書を受領して以降、数回にわたり請求人に居所の確認を求めるとともに、宿泊先の領収書を提示するよう求めたが、請求人はこれに応じなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人の居所は1か月以上の間不明であり、〇〇区福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有するとは認められないとして、平成28年6月1日を廃止日として請求人に対する保護を廃止した本件廃止決定処分は、違法又は不当なものとは認められない。

(3) 以上のとおり、本件各処分は、いずれも違法又は不当なものとは認められないものである。

4 請求人は、本件停止決定処分について、上記(第3・1)のとおり、検診する医師については請求人自身が選んだ長年診察を受けている医師・病院にしてほしいとの要求を否定し、処分庁が医師を強制指定したものであり、処分庁が指定したメンタルクリニックは、請求人にとっては全く不必要で、病気が悪化するだけであって、処分庁が指定した病院に行かなかったから保護停止にするというのは、憲法の個人の自由や尊重どころか、まるで殺人的な悪意であると主張する。

しかし、処分庁は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、法28条1項により、請求人に対し、検診を受けるべき医師を指定して検診命令を行うことができる(2・(1))ところ、請求人が「病気療養の為」を理由として保護を申請したものであって、過去に統合失調症により就労することができないことを理由として保護申請を行った経過があることを踏まえれば、処分庁が、医療扶助嘱託医から精神科の受診を指導する必要があるとの所見を得た上で、精神科の医療機関を指定して本件検診命令

を行ったことには、合理性が認められるものであり、請求人の上記主張は、理由がない。

- 5 請求人は、本件廃止決定処分について、上記（第3・2）のとおり、請求人が話合いのため〇〇区福祉事務所を訪問した際、事前に約束した係長が欠席し、初対面の担当外の係長が出席したことは、請求人にとって侮辱行為であり、提出するはずであった領収書も要求されず、その結果、一方的に電話で保護を廃止することを伝えられたのであって、この一連の行為は、処分庁側の職権濫用と恣意的悪意であることは明白であると主張する。

しかし、平成28年5月31日に行われた面談について、事前に処分庁において担当の係長が面談することを約束した事実は確認することができなかつた上、仮に請求人の言うように上記約束が担当職員との間で交わされ、これが守られなかつた事実があつたとしても、そのことをもって、請求人の居所を証明する宿泊先の領収書等の書類を処分庁に対して提出しないことについて、やむを得ない事情があつたとまでは認めることができない。

そして、請求人が、平成28年5月31日の面談時に限らず、同年4月28日に担当職員が居所確認のために1週間に一度は宿泊先の領収書を提出するよう指示して以降、処分庁に対して居所を証明する書類を提出してこなかつたことからすれば、処分庁が請求人について〇〇区福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有するとは認められないと判断したことは不合理とは言えず、請求人の上記主張は、理由がない。

- 6 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行つた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適



正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美